

まちづくり等に関する提言・要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。

また、企業立地を促進するため、開発行為手続きの迅速化を図ること。

2. 中心市街地の活性化を図るため、継続的な対策を講じること。

3. 交通結節点の円滑な整備を推進するため、駅前広場等の整備に係る関係者間の協議調整・手続きのルール等を整備すること。

4. 市街地の基盤整備促進について

(1) 土地区画整理事業について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。

(2) 市街地再開発事業について、事業者に対する融資制度の改善、地方負担の軽減及び財政措置の拡充を図ること。

5. 街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。

6. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政措置を拡充すること。

7. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。

8. 建設発生土等の有効利用を図るため、「建設リサイクル推進計画2008」を推進すること。特に、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。

9. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。